

駐車場附置に係る地域ルール策定促進事業制度要綱

3 都市建企第1278号

令和4年3月30日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号。以下「条例」という。）第17条第1項第2号に規定する区域（同項第1号に規定する区域に該当する場合を除く。以下「対象区域」という。）において、東京都（以下「都」という。）が駐車場附置に係る地域ルール（以下「地域ルール」という。）の策定に取り組む地区を選定し、策定主体となる区市に対して必要な支援を行い、地域ルールの策定を促進するとともに、先例事例として、他の区市に周知を行うことにより、地域ルール策定への取組を促すことを目的とする。

(支援対象)

第2条 都は、第1条に定める目的を達成するため、駐車場附置に係る地域ルール策定促進事業（以下「促進事業」という。）として、地域ルールの策定主体の区市に対して調査・検討費用等の支援を行う。

2 都は、前項の規定による支援の対象は、対象区域のうち、次のいずれかに該当する特徴を有する地区とする。ただし、選定する地区数は各1地区とする。

(1) 現在は駐車場の余剰が見られないが、今後、複数の大型開発が見込まれ、大量の附置義務駐車場の発生がまちづくりの方向性と齟齬を生じさせるおそれのある地区

(2) 商業施設の集積や交通規制により歩行者中心のまちづくりをする中、老朽建物の建替えにより、附置義務駐車場が発生することで、まちづくりの方向性と齟齬が生じるおそれのある地区

(3) 附置義務の対象建物は少ないが、狭あいな道路に面した小規模な物販飲食店などが集積し、歩行者中心のまちづくりを進める中で、荷さばき車両等と歩行者の錯綜が生じるおそれのある地区

3 地域ルールの策定にあつては、原則として、令和6年度までに地域ルールを策定すること。また、地域ルールに建築主等が取り組む地域貢献策を定め、地域貢献策としてZEV用充電器の設置誘導を位置付けること。

(都の支援)

第3条 都は、予算の範囲内において、地域ルールの策定主体の区市に対して調査・検討等の経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定による補助に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 都は、地域ルール策定に関する情報の提供や助言等の技術的支援を行う。

(応募書類等)

第4条 地区の選定を受けようとする区市は、別に定める期日までに、次に定める応募書類等を都に提出するものとする。

(1) 応募書(別記第1号様式)

(2) 地域ルール策定に要する経費の概要(別記第2号様式)

(審査会の設置)

第5条 都は、応募書類等の内容について、別に定める審査基準に基づき審査するため、審査会を設置する。

2 審査会について必要な事項は、別に定める。

(選定)

第6条 都は、前条の規定による審査会の審査を経て、地区を選定する。

なお、選定に当たり、都は必要に応じ、条件を付すことができる。

2 都は、応募書類等を提出した全ての区市に対し審査結果を、審査結果通知書(別記第3号様式)により審査結果を通知するものとする。

(報告等)

第7条 都は、地区の選定を受けた区市に対し、状況報告書(別記第4号様式)により報告等を求めることができる。

2 都は、前項の規定による報告内容について、必要に応じて公表することができる。

(中止)

第8条 地区の選定を受けた区市が地域ルール策定を中止しようとする場合は、中止申請書(別記第5号様式)により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、1の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、承認することを決定した場合は承認書(別記第6号様式)により、承認しないことを決定した場合は通知書(別記第7号様式)により、区市にその旨を通知するものとする。

3 区市は、2の規定により補助事業の中止を承認された場合であって、当該補助事業を再開するときは、再開通知書(別記第8号様式)により、通知しなければならない。

(選定の取消し)

第9条 都は、次のいずれかに該当した場合は、原則、選定を取り消すものとする。

なお、選定の取消しにより、地区の選定を受けた区市に損失が発生した場合であっても、都

は一切の責任を負わないものとする。

(1) 虚偽の記載を含んだ応募書類等により選定を受けた場合

(2) 地域ルール of 策定検討に当たり、各種法令に適合しない事実が判明した場合

(3) その他この事業に係る要綱等に定める事項に反し、又は都の指示に従わなかった場合

2 都は、前項の規定により選定を取り消したときは、選定取消通知書（別記第9号様式）により、区市に通知するものとする。

(その他)

第10条 促進事業の実施に関して、この要綱に定めのない事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。